

大和市生活困窮者自立支援法施行細則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大木 哲

## 大和市規則第23号

### 大和市生活困窮者自立支援法施行細則

(趣旨)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）の施行については、法及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(生活困窮者が行う求職活動等)

第2条 生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を受ける生活困窮者が行う施行規則第10条第5号に規定する求職活動は、施行規則第10条第5号に規定する期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約（以下「常用就職」という。）に向けた次に掲げる要件のいずれをも満たす就職活動とする。

- (1) 毎月4回以上法第2条に規定する生活困窮者自立相談支援事業における就労支援員による面接等の支援を受けること。
- (2) 毎月2回以上公共職業安定所の職業相談を受けること。
- (3) 原則として毎週1回以上求人先へ応募し、又は求人先の面接を受けること。

2 住居確保給付金の支給を受ける者（以下「受給者」という。）は、常用就職をした場合は、速やかに常用就職届により市長に報告しなければならない。この場合において、当該報告を行った受給者は、当該報告を行った日の属する月以降の毎月、収入の額を確認できる書類を市長に提出しなければならない。

3 次条第1項第1号の規定による住居確保給付金の支給期間の延長の決定を受けた者は、当該決定の後最初の支給までに、第1項に掲げる就職活動に加え、自立相談支援機関が策定するプランに基づく支援の利用を開始するものとする。

(住居確保給付金の支給期間等)

第3条 施行規則第12条に規定する支給期間は、原則として3月とする。ただし、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める期間を限度にこれを延長することができる。

- (1) 施行規則第10条第5号に規定する就職活動を誠実に行ったにもかかわらず、当該支給間の満了時の月当たりの収入が施行規則第4条第1号イに規定する基準額（以下「基準額」という。）

及び当該者が賃借する住宅の1月当たりの家賃額（同号イに規定する住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を超える場合は当該額）を合算した額未満の者  
3月

(2) 前号の規定により支給期間の延長をした者で、前条第3項に規定する自立相談支援機関が策定するプランに基づく支援を継続して利用しているもの 前号の期間に加えて3月

2 住居確保給付金の支給の開始は、新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払を要する家賃の翌月以降の家賃相当分からとし、現に住宅を賃借している者にあつては、申請日の属する月以降の家賃相当分からとする。

（住居確保給付金の申請手続等）

第4条 市長は、施行規則第13条の生活困窮者住居確保給付金支給申請書（以下「申請書」という。）並びに同条の厚生労働省社会・援護局長が定める書類及び住居確保給付金申請時確認書（以下「添付書類」という。）の提出を受けたときは、当該添付書類の内容を確認し、当該申請書の写し及び入居予定住宅に関する状況通知書又は入居住宅に関する状況通知書を住居確保給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）に交付するものとする。

2 前項の通知書の交付を受けた申請者で住宅を喪失しているものは、新規に入居を希望する住宅の不動産媒介業者等（不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。以下同じ。）に対して申請書の写し及び入居予定住宅に関する状況通知書を提示し、生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を受けることを条件に入居が可能である場合には、当該不動産媒介業者等から当該通知書への必要事項の記入を受けるものとする。ただし、賃借する住宅は、家賃額が住宅扶助基準に基づく額以下のものに限るものとする。

3 前項の通知書の交付を受けた申請者で住宅を喪失するおそれがあるものは、居住している住宅の不動産媒介業者等に対して申請書の写し及び入居住宅に関する状況通知書を提示し、当該不動産媒介業者等から当該通知書への必要事項への記入を受けるものとする。

4 申請者は、前2項の規定により必要事項が記入された入居予定住宅に関する状況通知書又は当該入居住宅の賃貸借契約書を添付した入居住宅に関する状況通知書及び公共職業安定所から発行された求職受付書（以下「追加提出書類」という。）を、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、不動産媒介業者等及びその従業員が大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であると確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、その発行する入居予定住宅に関する状況通知書及び入居住宅に関する状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、当該

通知の日以後、これらの通知書を受理しないものとする。

(住居確保給付金の審査)

第5条 市長は、前条第4項に規定する通知書及び追加提出書類の提出があった場合は、添付書類及びこれらの書類に基づいて申請内容の審査を行い、住居確保給付金を支給することが適正である申請者で、現に住居を喪失しているものに対しては住居確保給付金支給対象者証明書(以下「証明書」という。)を交付し、支給が認められない者に対しては、住居確保給付金不支給通知書により通知するものとする。

(住宅の賃貸借契約の締結)

第6条 前条の規定により証明書を交付された申請者で住宅を喪失しているものは、新規に入居を希望する住宅の不動産媒介業者等に対して証明書を提示し、当該住宅の賃貸借契約を締結するものとする。この場合において、当該申請者は、当該住宅への入居後7日以内に当該賃貸借契約書の写し及び当該住宅の住所における住民票の写しを添付して、住宅確保報告書により市長に報告しなければならない。

(住居確保給付金の支給決定)

第7条 市長は、必要に応じて住宅を訪問し居住の実態を確認した後、住居確保給付金の支給決定を行い、申請者に住居確保給付金支給決定通知書により通知する。

2 受給者が第3条第1項各号の規定により支給期間を延長する場合は、当初の支給期間(同項第2号の規定により支給期間を延長した場合は延長した期間)の最終の月の末日(当該月が3月の場合は、翌月の初日とする。)までに住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)により申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、申請の内容を審査し、支給期間の延長(同項第2号の規定により支給期間を延長する場合は再延長)の可否を決定し、当該受給者に対して住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長)により通知する。

4 前2項の規定により住居確保給付金の支給期間の延長又は再延長(以下「延長等」という。)が決定された場合における当該住居確保給付金の支給額は、延長等の申請時の収入に基づいて施行規則第11条の規定により算出される額とする。

(住居確保給付金の支給額の変更)

第8条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、基準額の範囲内で当該住居確保給付金の支給額を変更することができる。

(1) 住居確保給付金の支給対象となっている住宅の家賃額が変更された場合

(2) 受給者の収入が、住居確保給付金を受給している期間中に、基準額以下になった場合

(3) 借主が責を負わない理由により転居せざるを得なくなった場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合

2 前項の規定により支給額の変更を希望する受給者は、住居確保給付金変更支給申請書により申請を行うものとし、市長は、当該申請の内容を審査し、変更の適否を決定した上で、変更を行う場合は住居確保給付金変更支給決定通知書により、変更を行わない場合は書面により通知するものとする。

(住居確保給付金の支給方法)

第9条 市長は、住居確保給付金を、各月ごとに受給者が居住する住宅の不動産媒介業者等の口座へ振り込むことにより支給する。ただし、受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らない。

(住居確保給付金の支給の停止及び再開)

第10条 市長は、受給者が国の雇用施策による給付を受給することとなった場合は、住居確保給付金の支給を停止する。

2 国の雇用施策による給付の受給が決定した受給者は、住居確保給付金支給停止届を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該停止届の内容を確認した上で、当該受給者に住居確保給付金支給停止通知書により通知するものとする。

3 市長は、国の雇用施策による給付の受給の終了後、希望する受給者に対し、住居確保給付金の支給を再開することができる。ただし、再開前及び再開後を通算した支給期間は、第3条第1項の規定による決定を受けた住居確保給付金の支給期間を超えることはできない。

4 国の雇用施策による給付の受給の終了後に住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、当該国の雇用施策による給付に係る職業訓練修了時まで住居確保給付金支給再開届を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該再開届の内容を確認した上で、当該受給者に住居確保給付金支給再開通知書により通知するものとする。

(住居確保給付金の支給の中止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受給者については、当該各号に規定するところにより住居確保給付金の支給を中止することができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 支給決定後、第2条に規定する就職活動を怠っている者 就職活動等を怠った月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。

(2) 自立相談支援機関が策定したプランに基づく支援を受けることを求められたにもかかわらず正当な理由なく利用を開始しない者又は自立相談支援機関が策定したプランに基づく支援を受

けている者で正当な理由なくその利用を継続しないもの 原則として当該事実があった月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。

- (3) 常用就職後に常用就職及び就労収入の報告を怠る者 支給を中止することができる。
- (4) 住居確保給付金の申請後に常用就職をしたことにより得られた収入が基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額を超えた者 当該額を超える収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給を中止する。
- (5) 支給決定後、当該住宅の貸主側の責によらずに住宅から退去した者 退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。
- (6) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった者 直ちに支給を中止する。
- (7) 支給決定後、禁錮以上の刑に処せられた者 直ちに支給を中止する。
- (8) 支給決定後、受給者若しくは受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した者又は不動産媒介業者等が第4条第4項ただし書に規定する者のいずれかに該当することが確認された者 直ちに支給を中止する。
- (9) 支給決定後、生活保護費を受給した者 生活保護担当課との調整の上、住居確保給付金の支給を中止する。
- (10) 支給決定後、死亡等により支給することができない事情が生じた者 支給することができない事情が生じた月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。

2 市長は、住居確保給付金の支給を中止した場合には、受給者に住居確保給付金支給中止通知書により通知する。

(住居確保給付金の再支給)

第12条 住居確保給付金の支給を受けて常用就職をした後に新たに解雇されたこと（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇によるものを除く。）により、施行規則第10条に規定する生活困窮者の要件に該当することとなった者については、住居確保給付金を再支給することができる。ただし、従前の受給中に前条第1項の要件に該当したことにより中止となったもの（第4号及び第9号により中止となったものは除く。）には再支給することができないものとする。

2 再支給の手続は、この規則の規定の例による。

(住居確保給付金の返還等)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により住居確保給付金の支給を受けた者がある場合は、当該受給者の支給決定を取り消し、既に支給を行った住居確保給付金の全部又は一部について返還を求めるものとする。

2 前項に規定する者には、前条の規定による住居確保給付金の再支給は行わない。

(様式)

第14条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表（第14条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	常用就職届	第2条
第2号様式	住居確保給付金申請時確認書	第4条
第3号様式	入居予定住宅に関する状況通知書	第4条
第4号様式	入居住宅に関する状況通知書	第4条
第5号様式	住居確保給付金支給対象者証明書	第5条
第6号様式	住居確保給付金不支給通知書	第5条
第7号様式	住宅確保報告書	第6条
第8号様式	住居確保給付金支給決定通知書	第7条
第9号様式	住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）	第7条
第10号様式	住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）	第7条
第11号様式	住居確保給付金変更支給申請書	第8条
第12号様式	住居確保給付金変更支給決定通知書	第8条
第13号様式	住居確保給付金支給停止届	第10条
第14号様式	住居確保給付金支給停止通知書	第10条
第15号様式	住居確保給付金支給再開届	第10条
第16号様式	住居確保給付金支給再開通知書	第10条
第17号様式	住居確保給付金支給中止通知書	第11条